## 環境社会配慮のためのJBICガイドライン改訂検討に係る論点整理に対する追加論点の提出について

国際協力銀行(国際金融等業務)及び日本貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン改訂検討に係る論点整理について、下記の点について追加論点を提出します。

項目・現行条文	オピニオン要旨	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
(1) 地域社会・労働者の安全・保安	1プロジェクト実施主体による保安要員の利用、ある	参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の	1)もともと、参照することになっている基準で
「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、	いは、プロジェクト実施主体の要請・黙認によるプロ	内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で	あれば、あえて規定する必要はないという考え方
廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、	ジェクトサイト周辺における相手国の軍・警察の活動	盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由	もありうるが、「参照すべき」他の基準とガイドラ
人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会	により地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を	如何?	イン本文とが同等の位置づけになっているのか必
的関心事項(非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、	及ぼさないようにすべきである。	他機関の対応状況如何?	ずしも明らかでない。
景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感	2 具体的には、保安要員・相手国の軍・警察等による		2 ) コンプライアンス体制にはさまざまなレベル
染症等 ) 越境または地球規模の環境問題への影響が含	暴力(不必要な武器の使用を含む)、脅迫、恣意的拘		の企業が考えられ、明確にガイドライン本文に規
まれる。」(JBIC 第 2 部 1 (検討する影響のスコープ)・	禁、超法規的処刑などの人権侵害を防止するため、保		定しなければ、ガイドラインに書かれていないか
NEXI 別紙 1 (検討する影響のスコープ))	安要員の利用に際して、過去に人権侵害を引きおこし		ら、対応する必要がないと誤解する企業がありう
	ていないか調査するとともに、適切な訓練教育を行う		<b>3</b> .
	こと、不服申し立て手続きの整備があげられる。軍・		3)JBICの行う環境社会配慮確認の透明性と
	警察についても、人権侵害が生じていないか調査し、		予測可能性を高める意味では、「参照すべき」基準
	国際人権基準を遵守するよう当局に働きかけること		であってもガイドライン本文に記載することが望
	などがあげられる。		ましい。
			4 ) I F C パフォーマンススタンダード 4 はコミ
			ュニティーの健康、安全等について定めている。
			英国輸出信用保証局(ECGD)は、武装した警
			備の使用について、英国、米国、関連民間企業、
			NGOが提起している自主的ガイダンスに従うベ
			きとしている。
(2) 紛争地での事業の紛争にあたえる影響についての配	1紛争地におけるプロジェクトには、原則として融資	コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際	1)鉱山開発など紛争地での事業が、紛争当事者
慮	をしない。	基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、	の一方に大きな利益をもたらすことがあり、紛争
直接の言及なし		JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性	を激化させることや、その利益をめぐってあらた
		の有無とその具体的理由如何?	な紛争を生じさせることがある。武力紛争を助長
		他機関の対応状況如何?	しないことは日本国憲法の定める平和主義から課
			される義務であり、準政府機関であるJBICと
			しても配慮すべきである。
			2)紛争地で事業をおこなうには、武装警備を用
			いる必要が多くなり、その警備とコミュニティー
			や労働者の安全の確保の両立が困難であることが     セン
			多い。
			3)紛争地では、そもそも行動の自由が制約され
			協議に際して、物理的にアクセスが困難な場合が     まいうえほか、実現の白巾が保障されていない。
			ありうるほか、表現の自由が保障されていないこ
			とも多く、実質的に意味のあるステークホルダー
			協議がなしがたい。   4
			4)世銀はOP/BP7.60で紛争地域におけ
			る事業について定めている。

_

「本行は、環境社会配慮確認にあたり、(中略)透明性と アカウンタビリティーを確保したプロセス及び、かかるプ ロセスにおける当該プロジェクトの影響を受ける地域住 民や現地NGOを含むステークホルダー(以下「ステーク ホルダー」)の参加が重要であることに留意する。」(JB IC第1部1本行の環境社会配慮確認にかかる基本方針) 「なお、環境レビューにおいては、本行は、プロジェクト をとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる 上で重要であることに留意する。」

「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時 的な影響のみならず合理的と考えられる範囲内で、派生 的・二次的な影響、累積的影響も含む。」(JBIC第2部 1 (検討する影響のスコープ・NEXI 別紙1(検討する影 響のスコープ))

「日本貿易保険は、(中略)当該プロジェクト実施国の経 済開発若しくは社会開発に寄与する事業と認められてな いものとして、内諾しない等の対応を行うこともある。」 (NEXI 4意思決定への反映)

1 汚職には、民間企業間での問題も考えられるが、 さしあたり、プロジェクト実施主体・借入人等が関与 する政府関係者への汚職を防止すべきである。

コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際 1)日本企業については、不正競争防止法により 基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、 JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性 | なっている。 の有無とその具体的理由如何?

他機関の対応状況如何?

- 国外における外国公務員等への贈賄が処罰対象と
- 2)公的資金が使われているJBICが融資する 事業において、汚職が行われていることは、日本 政府およびJBICの財政規律として好ましくな い。のみならず、JBICとしては準政府機関と して、日本が批准しているOECDの腐敗防止条 約を遵守する必要がある。また、日本は国連腐敗 防止条約を批准していないが、国連腐敗防止条約 締約国会議において日本政府は、腐敗との闘いに おける国際協力を積極的に促進していると公言し ているのであるから、腐敗防止の取り組みを強化 せねばならない。
- 3)企業の社会的責任の観点からも配慮する必要 があるし、使途不明金としての課税のリスクなど 企業のリスクマネージメントとしても重要であ
- 4)相手国としても、建て前として贈賄を禁止し ていない国は少ないとかんがえられるし、汚職の 蔓延は、相手国の経済開発若しくは社会開発に寄 与しない。